

阪神尼崎駅周辺公共施設指定管理者
及び維持管理業務受託者

募集要項

令和4年7月

尼崎市

目 次

はじめに	P. 3
I 募集の概要	P. 4
1 施設の情報	P. 4
2 主な管理の条件及び管理の基準等	P. 5
3 応募資格等	P. 7
4 申請の手続き	P. 8
5 説明会及び見学会の開催	P. 9
6 質問事項の受付及び回答	P. 10
7 指定申請意向確認書の提出	P. 10
II 選定方法及び審査基準	P. 10
1 選定方法	P. 10
2 審査基準	P. 10
3 選定審査対象除外（失格）	P. 11
4 選定結果の通知	P. 11
III 協定及び委託契約の締結	P. 11
1 協定の締結	P. 11
2 委託契約の締結	P. 12
IV 業務の引継ぎ	P. 12
V 労働関係法令順守報告書の提出	P. 12
VI 業務の調査及び評価、指示	P. 12
VII 参考資料	P. 12
別表 1 関係条例対照表	P. 13
別表 2 リスク分担表	P. 14

【別紙 1】施設別シート（阪神尼崎駅前駐車場）

【別紙 2】施設別シート（尼崎市立城内地区自動車駐車場）

【別紙 3】施設別シート（尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場）

【別紙 4】施設別シート（尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場）

【別紙 5】施設別シート（中央公園）

【別紙 6】施設別シート（尼崎城址公園）

【別紙 7】施設別シート（庄下川東広場）

はじめに

阪神尼崎駅周辺は本市の公共施設が集積している一方、その管理が施設ごとによって異なっているため、管理の効率性の面や駅前空間として十分な利活用ができていないといった課題があった。

また、阪神尼崎駅周辺は都市計画マスタープランにおいて、JR 尼崎駅とともに広域拠点に位置付けられており、本市のイメージを形成するエリアのひとつである中で、阪神尼崎駅周辺の魅力向上が市としての喫緊の課題となっている。

これらの課題に対して、各公共施設における窓口の一元化によるサービス向上及び業務の効率化やイベント等による阪神尼崎駅周辺全体の公共空間の賑わいの創出や魅力向上を目的としたまちづくりとして、駅周辺の公共施設について一括で指定管理者による管理及び業務委託による管理を組み合わせた包括管理を実施することとした。

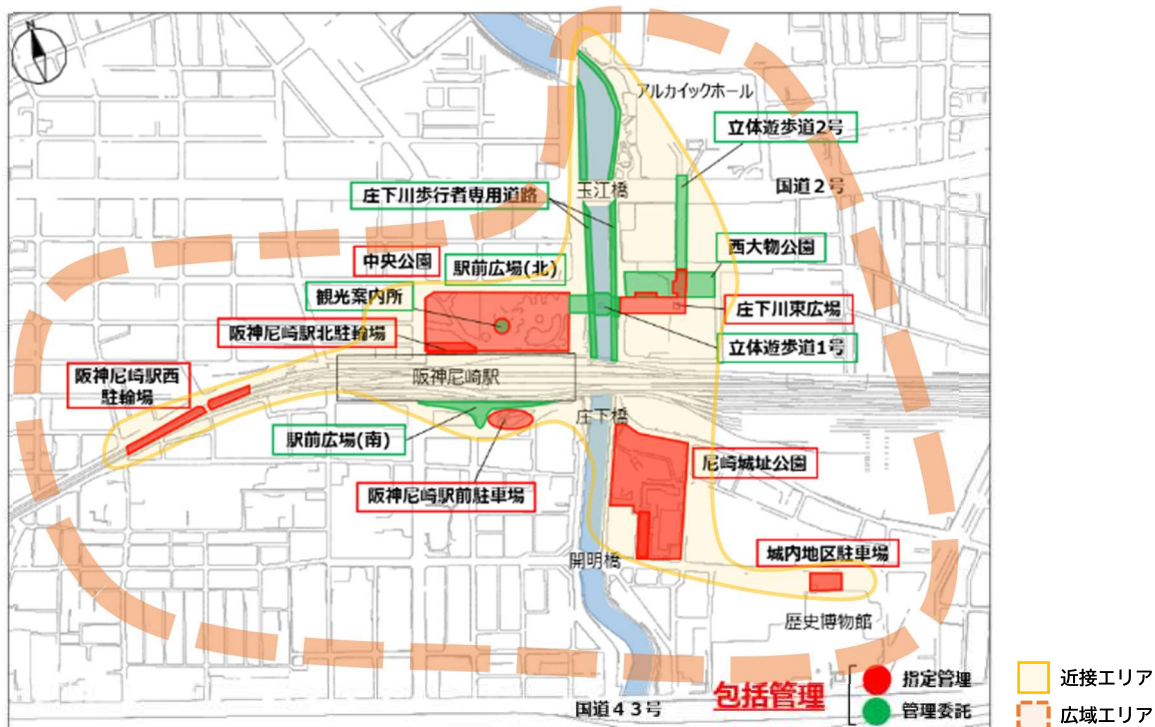
については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 及び別表 1 第 2 項（施設の管理）、別表 1 第 3 項（指定管理者の指定の申請）及び別表 1 第 4 項（指定管理者の選定）に基づき、阪神尼崎駅周辺指定管理施設^{*1}の管理を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「法人等」という。）を申請者のうちから選定し、尼崎市議会の議決を経て、指定管理者として指定することとし、その選定に当たって必要な事項についてこの要項で定める。

本要項は、阪神尼崎駅周辺指定管理施設に係る指定の申請並びに阪神尼崎駅周辺管理委託施設^{*2}を含めた阪神尼崎駅周辺公共施設の管理を行うに当たって特に重要な事項を定めるものであり、本市指定管理者制度に共通するルール等については「尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「尼崎市指定管理者モニタリング評価の手引き」（以下「手引き」という。）に定めている。指定の申請に当たってはこれらの内容を十分に踏まえること。

I 募集の概要

1 施設の情報

(1) 対象施設の配置図



(2) 対象施設の概要

今回募集する施設は、以下の表に示す指定管理者制度を活用する7施設及び管理委託制度を活用する7施設の計14施設とし、以下これらを総称して、「阪神尼崎駅周辺公共施設」という。

管理区分	公共施設名称	施設分類	施設概要
指定管理 阪神尼崎駅 周辺指定管理 施設※1	阪神尼崎駅前駐車場	道路	収容台数 295 台分
	尼崎市立城内地区自動車駐車場	公の施設	収容台数 普通 37 台分 大型 2 台分
	尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場	公の施設	収容台数 自転車 249 台分 原付 99 台分 バイク 38 台分
	尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場	公の施設 一部公園施設を含む	収容台数 自転車 1,476 台分
	中央公園	都市公園	面積 14,990 m ²
	尼崎城址公園	都市公園	面積 13,758 m ²
	庄下川東広場	公の施設	面積 約 2,500 m ²
管理委託 阪神尼崎駅 周辺管理委託 施設※2	立体遊歩道1号・2号	道路	面積 約 1,700 m ²
	庄下川歩行者専用道路	道路	延長 723.5m
	駅前広場(南)	道路	面積 約 1,300 m ²
	駅前広場(北)	道路	面積 約 6,000 m ²
	西大物公園	公園	面積 2,838 m ²
	観光案内所(観光案内業務)	公園施設	観光情報案内
	JR 尼崎駅観光案内コーナー	借地(JR 尼崎駅構内)	

※1 阪神尼崎駅周辺指定管理施設の詳細については別紙1~7を参照すること。

※2 阪神尼崎駅周辺管理委託施設の詳細については「阪神尼崎駅周辺管理委託施設維持管理業務仕様書」を参照すること。

(3) 対象施設周辺のエリアに対する考え方

ア 近接エリア

管理委託を行う施設も含めて、各対象施設すべてが収まる程度の周辺地域を想定し、施設間の動線や周遊を考慮して、より直接的に賑わい創出、魅力向上に取り組むエリアとする。

イ 広域エリア

対象施設ではないが、これらの近隣にある地域資源（商店街、寺町、歴史博物館、総合文化センター他）も収まる程度の地域を想定し、他の主体との連携等を考慮して、間接的に賑わい創出、魅力向上に取り組むエリアとする。

(4) 包括管理についての考え方

本市では、これまで、施設毎に適正な管理及び効率的な運営に努めてきたところであるが、あくまで施設管理にとどまっており、持続可能性をより強く意識すれば、この視点だけでは限界があると考えている。

今回、指定管理者制度と管理委託を活用して、同時に複数の施設の管理を行うことで、阪神尼崎駅周辺公共施設の機能を連携させ、それぞれの効用をさらに拡大させること、また、阪神尼崎駅周辺公共施設全体を俯瞰し、管理水準を高めること、ひいては、周辺エリアの賑わい創出や魅力の向上につなげることを最大の目的としている。

なお、本要項における「賑わい」とは、人の滞留を促すことを意味しており、イベントなど「非日常的な賑わい」と、「日常的な憩いの場としての賑わい」を両輪で創り出していくことを意図するものである。

2 主な管理の条件及び管理の基準等

(1) 管理の基本的な考え方

指定管理者は、阪神尼崎駅周辺公共施設を管理するに当たって、法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って適正に管理を行わなければならない。

ア 対象施設周辺のエリアの賑わい創出、魅力向上に努めること。

イ 阪神尼崎駅周辺公共施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。

ウ 利用者の平等な利用を図ること。

エ 管理運営経費の縮減など効率的な管理に努めること。

オ 個人情報の適正な管理を行うこと。

(2) 市と指定管理者とのパートナーシップ

市と指定管理者は、対話を重ねること及び合意を基調とすることを原則として良好なパートナーシップを形成し、施設の目的及び目標を共有するとともに、互いを尊重し、対等な立場に立って、積極的に互いの強みを生かし合いながら、効果的・効率的かつ適正に取り組を進めるものとする。

(3) 主な管理の条件及び管理の基準

管理の条件及び基準に係る主な事項は次のとおりである。業務内容及び履行方法等については、「阪神尼崎駅周辺指定管理施設管理業務実施要項」及び「阪神尼崎駅周辺管理委託施設維持管理業務仕様書」を確認のこと。

指定管理料 及び 管理委託料	246,300 千円（提案上限額）※1※2
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（予定）
指定管理者 が行う業務	<p>阪神尼崎駅周辺公共施設の全体に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の使用や利活用促進に資する取組 (2) 利用者の利便性向上に資する取組 (3) 施設全体の効率的な管理に資する取組 (4) 近接エリアを俯瞰した賑わいづくり、魅力向上のための企画・立案・実施 (5) 他の主体との連携に向けた調整 (6) 各施設の供用時間外を含めた利活用の企画・立案・実施 (7) その他、施設の利用に係る許可、使用料等の徴収、施設の維持管理等指定管理業務に必要な事項 <p>各施設に関すること 別紙1～7に記載</p>
指定管理者 に期待する 事項	<p>管理業務とは別に（管理業務の実施に当たっては）次の事項を期待する。</p> <p>阪神尼崎駅周辺公共施設の全体に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 広域エリアの長期的な活性化まで見据えて管理業務を実施すること (2) 賑わいづくりにあたっては一過性のものにならないよう工夫すること (3) 自主事業や維持管理の効率化に民間ノウハウを發揮し自主財源の獲得に努め、まずは近接エリアに還元すること (4) 民間の投資を呼び込み、広域エリアの価値向上につなげていくことまで意識すること <p>各施設に関すること 別紙1～7に記載</p>
営業時間	別紙1～7に記載
営業日	別紙1～7に記載
リスク分担	別表2のとおり

<p>ガイドライン記載以外の関係法令</p>	<p>ガイドラインに記載のもの以外で、阪神尼崎駅周辺公共施設の管理に当たって遵守すべき法令は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法、施行令及び施行規則 ・尼崎市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及び施行規則 ・尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及び施行規則 ・尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び施行規則 ・都市公園法、施行令及び施行規則 ・尼崎市都市公園条例及び施行規則 ・尼崎市民広場の設置及び管理に関する条例及び施行規則
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神尼崎駅前駐車場、城内地区自動車駐車場及び尼崎城址公園については指定期間中に「収受代行制」から「利用料金制」に移行することを目指しており、適宜、そのために必要な協議を行う可能性がある。 ・中央公園については指定期間中に民間資金等を活用した再整備を目指しており、再整備に伴い維持管理経費相当額に増減が発生する場合は年度協定書により指定管理料及び管理委託料の増減を行う可能性がある。

※1 各年度の指定管理料及び管理委託料は、市の予算の範囲内で別途協議し、その支払方法等と併せて会計年度ごとに締結する協定（年度協定）及び契約で定める。

※2 利用料金制を導入する尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場及び尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場の管理経費は含まない。

3 応募資格等

(1) 応募できる者

法人その他の団体（以下「法人等」という。ただし、法人格の有無を問わない。以下同じ。）で、指定期間中、阪神尼崎駅周辺公共施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できると認められる者。ただし、契約を締結する能力を有しない法人等を除く。

なお、複数の法人等によって構成される団体（以下「共同企業体等」という。）による応募は、これを可とする。

(2) 応募できない者

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者

イ 尼崎市から入札参加停止措置を受けている者

ウ 破産手続開始の決定その他法令に基づき清算型倒産の処分を受けた法人等

エ 破産手続開始決定の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これら類する手続等がなされている者

オ 法人税、消費税、地方消費税、事業所の所在する自治体の市税、水道料金及び下水道料金等を滞納している者（法人等又はその代表者に適用）

カ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）（以下「暴力団等」という。）

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当する法人等

ク 選定委員会において指定管理者として選定されてから指定期間が始まるまでの間に辞退を申し出た者又は指定期間開始日から当該指定期間が満了するまでの間に指定処分の取消を受けた者は、当該事案の指定開始日の属する年度及び直前年度に実施される類似施設※の公募には応募できないものとする。

※類似施設一覧

レクリエーション・スポーツ施設	青少年体育道場、尼崎城址公園、記念公園、有料公園（立花・小田南・西向島・猪名川・魚つり）、魚釣施設（駐車場含む）、社会体育施設（地区体育館・屋内プール）、中央公園、庄下川東広場
基盤施設	尼崎市墓園、弥生ヶ丘斎場、市営住宅、富松住宅、阪神尼崎駅前駐車場、自転車等駐車場
文教施設	女性・勤労婦人センター、地域総合センター（分館含む）、生涯学習プラザ、園田東会館、美方高原自然の家、青少年いこいの家、北図書館
社会福祉施設	総合老人福祉センター、老人福祉センター、老人福祉工場、身体障害者デイサービスセンター、たじかの園、あこや学園、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館、すこやかプラザ、尼崎学園、ユース交流センター

(3) 共同企業体等によるグループで応募する際の留意事項

- ア 構成団体が全て上記の欠格要件に該当しないこと。
- イ 代表の法人等を定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、他のグループの構成団体になることはできない。
- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできない。
- オ 応募後の代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めない。

4 申請の手続き

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の資料を持参すること。共同企業体等においては、エからサの書類は全ての構成団体に係る資料の提出を要する。

なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。また、提出のあった書類は、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

- ア 指定管理者指定申請書（暴力団等に該当しない旨等の誓約含む）（第 1 号様式）
- イ 事業計画書（第 2 号様式）
- ウ 管理運営費提案書（第 3 号様式）（施設ごとに作成すること）
- エ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書※
- オ 役員（法人以外の団体にあつては、これに相当する者）の名簿及び履歴書
- カ 法人等の事業計画書及び収支予算書等（指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）のもの。）※
- キ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（申請年度の前年度のもの。ただし、申請年度に設立された法人等を除く。）※
- ク 申請年度における財産目録等
- ケ 組織及び運営に関する事項を記載した、法人等の概要書等の書類
- コ 法人税、消費税及び地方消費税並びに主たる事業所の所在する市町村の市町村税

を滞納していないことを証する書類（非課税の場合は、それに代わる書類）

サ 主たる事業所の所在する市町村の水道料金及び下水道料金を滞納していないことを証する書類

シ 自主事業予定表（第4号様式）（事業計画書で自主事業の提案をする場合は提出すること）

ス 共同企業体の代表団体及び構成団体を記載した資料（第5号様式）

セ 共同企業体間における管理業務の分担等を定めた協定書

ソ その他審査に必要な書類

※印の事項について、法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類を可とする。

(2) 申請書等の提出先

受付期間	令和4年7月29日から令和4年9月29日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで
受付場所	尼崎市都市整備局都市戦略推進担当 (尼崎市役所本庁舎北館6階)
提出部数	正本1部 副本15部

(3) 問い合わせ先

都市整備局都市戦略推進担当部都市戦略推進担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話 06-6489-6620 FAX06-6488-8883

メール ama-toshi-reception@city.amagasaki.hyogo.jp

5 説明会及び見学会の開催

応募を予定する法人等は、応募方法、提出書類などについての説明会及び見学会に必要な応じて出席すること。当日は、募集要項等の資料は配布しないので、事前に資料を入手の上持参すること。(参加人数は、1法人等につき2人まで)

(1) 説明会

ア 日時

令和4年8月9日

第1回 午前10時から正午まで

第2回 午後2時から午後4時まで

イ 場所

開明庁舎1階西会議室（尼崎市開明町2丁目1番地の1）

(2) 見学会

ア 日時

令和4年8月23日

第1回 午前9時30分から正午まで

第2回 午後1時30分から午後4時まで

イ 場所

中央公園に集合ののち各施設を見学

(3) 予約の方法

説明会及び見学会への参加を希望する法人等は令和4年8月5日まで(必着)に、参加申込書(第6号様式)を4(3)に掲げる問い合わせ先に電子メールで提出すること。なお、応募状況により希望する時間帯と異なる時間帯を指定する場合がある。

6 質問事項の受付及び回答

(1) 質問事項の受付

募集要項等に関する質問については、8月24日までに質問票(第7号様式)を4(3)に掲げる問い合わせ先に電子メールで提出のこと。なお、電話及びFAXによる質問は受け付けない。

(2) 質問事項の回答等

募集要項等に関する質問の回答は、8月31日までに応募者名を伏せて、市ホームページに掲載する。なお、緊急の通知等を行う場合も市ホームページに掲載する。

7 指定申請意向確認書の提出

応募を予定する法人等は、9月7日までに指定申請意向確認書(第8号様式)を4(3)に掲げる問い合わせ先に電子メールで必ず提出すること。なお、指定申請意向確認書の提出がなかった法人等からの指定申請は受け付けない。

II 選定方法及び審査基準

1 選定方法

下記の審査基準に基づき、阪神尼崎駅周辺公共施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、書類審査及び面接審査(プレゼンテーション形式)により選定する。

面接審査の実施時期は10月頃を予定しており、日時、場所、出席人数等については、追って通知する。

2 審査基準

選定委員会は、別表1関係条例対照表中第4項(指定管理者の選定)に掲げる各条例の規定を踏まえ、次の基準を基調として、別に定める評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査する。

(1) 対象施設周辺のエリアの賑わい創出、魅力向上に努めること。

ア 施設の管理にとどまらず、阪神尼崎駅周辺公共施設を相互に連携させ、持続可能な形で、一体的な賑わい創出、魅力向上が行えるか

イ 本市南部の広域拠点として市内外から利用者が集まり、関係人口を増加させることができるか

ウ 広域エリアの長期的な活性化、価値向上などまちづくりの視点があるか

(2) 市民の平等な利用が確保されること。

市民はもちろん、観光をはじめ、様々な目的で本市を訪れる者に対しても、同様の利用しやすさが意識されているか

(3) 阪神尼崎駅周辺公共施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ア 複数の施設を同時に管理運営することによる利点を活かす工夫がなされているか

イ 収入を増やす努力を行うとともに、納付金の納入等により、市の財政負担を軽減する考えがあるか

(4) 阪神尼崎駅周辺公共施設の管理を安定して行う能力を有していること。

ア 安定的に事業継続可能な経営基盤を有しているか

イ 施設管理に加え、賑わいづくりや他の主体との連携など、全体的なマネジメントを行うことができる人材が確保されているか

ウ 緊急時の対応など、臨機応変に対応できる体制が設けられているか

エ 社会的課題の解決に対する意識があるか

※ なお、今回の阪神尼崎駅周辺公共施設の管理の応募に合わせて、賑わいづくりや魅力向上に向けて相乗効果を発揮するような、実現性のある新たな提案が行われた場合には、対象施設の周辺エリアの賑わいづくり等の観点から、一定の加点を行う。

3 選定審査対象除外（失格）

次に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項の内容に違反し、補正に応じないとき。
- (3) 必要な書類が提出期限までに提出されなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

4 選定結果の通知

選定の結果は、応募された法人等に文書で通知する。

III 協定及び委託契約の締結

1 協定の締結

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市と協議の上、次の協定を締結するものとする。各協定に規定することとなる主な事項については、「ガイドライン」に掲げる例示を参照すること。なお、施設特有の規定の有無及び内容については次のとおりとする。

また、基本協定については、指定の議決を経て市が指定管理者として指定したとき、手続を要することなく本協定として認められるものとし、それまでの間は仮基本協定として取り扱うものとする。

なお、基本協定を締結する際に別途「暴力団排除に関する特約を締結するものとする。

(1) 基本協定

基本納付金及び変動納付金の納付について

(2) 年度協定

基本納付金及び変動納付金の納付について

2 委託契約の締結

指定管理者として選定された法人等は、阪神尼崎駅周辺公共施設の一体的な管理を目的として、阪神尼崎駅周辺管理委託施設維持管理業務について、別途委託契約を締結する。

- ア 契約金額、契約保証金、支払条件及び方法、委託期間
- イ 権利義務の譲渡等
- ウ 再委託の禁止
- エ 業務計画書、事業報告、実施状況の調査
- オ 談合行為に対する措置、契約の解除等
- カ 成果報告等
- キ 履行遅滞に係る延滞違約金等
- ク 損害賠償責任
- ケ 秘密の保持
- コ 定めのない事項の処理
- サ 別途、「暴力団排除に関する特約」を締結する。

IV 業務の引継ぎ

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市議会の議決を経て指定管理者に指定され、基本協定を締結した日から令和5年3月31日までの間に、阪神尼崎駅周辺公共施設の管理に関する業務の引継ぎを尼崎市及び現指定管理者と行うものとする。なお、引継ぎに係る費用等は、指定管理者の負担とする。

V 労働関係法令順守報告書の提出

阪神尼崎駅周辺指定管理施設の指定管理者及び下請負者等（別途、尼崎市公共調達基本条例施行規則に定める業務を受注している業者）は、管理業務を行うに当たり、尼崎市公共調達基本条例に基づき「労働関係法令遵守状況報告書」を提出するとともに、当該報告書を阪神尼崎駅周辺指定管理施設の事務室等に掲示し、従事する労働者へ明示すること。（Ⅶ参考資料「労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文」参照）

VI 業務の調査及び評価、指示

業務の調査及び評価、指示等については、「ガイドライン」及び「手引き」を参照のこと。

Ⅶ 参考資料

- 1 尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン
- 2 指定管理施設における業務の評価（モニタリング評価）の手引き
- 3 尼崎市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- 4 尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- 5 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- 6 尼崎市都市公園条例及び同施行規則
- 7 尼崎市民広場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則

- 8 阪神尼崎駅周辺公共施設管理業務実施要項
- 9 阪神尼崎駅周辺管理委託施設維持管理業務仕様書
- 10 労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文
- 11 従前従事労働者の雇用についてのお知らせ文

～お問い合わせ先～

都市整備局都市戦略推進担当部都市戦略推進担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話 06-6489-6620 FAX06-6488-8883

メール ama-toshi-reception@city.amagasaki.hyogo.jp

別表1 関係条例対照表

項目	施設				
	阪神尼崎駅前 自動車駐車場	城内地区自動車 駐車場	尼崎市立阪神尼崎駅西自転 車駐車場及び尼崎市立阪神 尼崎駅北自転車駐車場	中央公園及び 尼崎城址公園	庄下川東広場
条例名称	尼崎市立自動車 車駐車場の設 置及び管理に 関する条例	尼崎市立城内地 区自動車駐車場の 設置及び管理 に関する条例	尼崎市立自転車等駐車場の 設置及び管理に関する条例	尼崎市都市公 園条例	尼崎市民広場 の設置及び管 理に関する条 例
施設の管 理	第14条	第12条	第19条	第22条	第12条
指定管理 者の指定 の申請	第15条	第13条	第20条	第23条	第13条
指定管理 者の選定	第16条	第14条	第21条	第24条	第14条

別表 2 リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
募集時に関するリスク	募集要項(仕様書を含む)の誤りや不備に基づいて必要となった費用及び損害	●	
法令等変更に関するリスク	指定管理者制度に係る法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	●	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少(最低賃金の変動による経費増加を含む)	両者協議	
	消費税の変更に伴う、指定管理料の増減	●	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	●	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		●
利用者及び第三者への賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害(損害賠償にかかる費用も含む)	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者与えた損害(損害賠償にかかる費用も含む)		●
	上記以外の理由により利用者及び第三者に与えた損害(損害賠償にかかる費用も含む)	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等のリスク	市の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害		●
	上記以外の理由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害(自然災害、大規模な景気変動、第三者の要因等の不可抗力など)	両者協議	
施設等損傷のリスク	経年劣化等で新たに補修や更新が必要な場合の経費	● ※負担する金額による	● ※負担する金額による
	市の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害		●
	上記以外の理由により被った、市が所有する施設・設備・備品の損害(自然災害や第三者の要因等の不可抗力)	●	
	上記以外の理由により被った当該施設管理業務に資する指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害(自然災害や第三者の要因等の不可抗力)		●
性能のリスク	指定管理者が実施する業務内容が、自治体の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		●
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		●
原状回復リスク	指定期間満了時又は指定の取消しにおける原状回復に係る費用		●